

阿賀野市条例第 3 号

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。